

情報提供依頼書

島根県は、平成 23 年度に県の各所属で行っていた給与事務、経理事務等を総務事務センターへ集中化しており、これに伴う給与・経理関係の文書等の輸送を安全かつ確実・迅速に行うため、県庁と各出先機関との間を定められた経路で巡回し文書等を送達する組織内物流（以下「本事業」という。）を業務委託により運用しています。

業務委託契約は 3 年ごとに提案競技（プロポーザル方式）により事業者を選定し更新しており、現在の委託契約期間は令和 8 年 9 月末までとなっています。

現在、島根県では次期業務委託に係る検討を進めており、本事業に関連する知見・能力を有する事業者に対して下記のとおり情報提供を求めますので、ご協力をお願いします。

令和 7 年 7 月 3 日

島根県総務部総務事務センター長

記

1. 情報提供依頼の目的

本事業の業務委託契約の満了に伴い、次期事業者を提案競技（プロポーザル）方式により決定するための事業条件等の検討にあたって、本事業に関連する知見・能力を有する事業者から、検討に必要な情報を幅広く収集することにより、次期事業の事業条件等の検討を円滑に進めることを目的とし、情報提供依頼を実施することとしました。

2. 求める情報

- (1) 提供可能なサービス内容や価格設定
- (2) 提供可能なサービスにより本事業を 3 年間運用した場合の概算費用
- (3) 集配する荷物の紛失や誤配を防ぐ取組
- (4) 顧客サポートや品質管理に関する取り組み
- (5) 業務委託に関する過去の実績や経験
- (6) その他、次期業務委託に関し島根県が考慮しておくべき重要な事項

3. 情報提供に応じる企業に求める要件

情報提供に応じる企業には、以下の要件をすべて満たすことを求めます。

- ① 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定に基づき定められた内国郵便約款により行う郵便の役務を提供できること又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者であり、同法第 2 条第 7 項第 1 号に定める特定信書便役務を提供できること。
- ② 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 3 条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は同法第 36 条第 1 項に規定する貨物軽自動車運送事業の届出を行っていること。
- ③ 島根県が取り扱い上の注意を要する文書等の開示について適当であると認める企業
- ④ 現時点において、次期業務委託の受託意欲を有している企業

4. 情報提供に係る意思の連絡

情報提供に応じていただける場合、令和 7 年 7 月 31 日までに 8 の連絡先まで郵送または電子メールにて様式 1 を提出してください。また、3 ①及び 3 ②の要件を確認できる書類を添付してください。

ご不明点や質問がある場合も、8 の連絡先までお問い合わせください。

5. 事業詳細情報の提供

4 の様式 1 を提出した企業のうち、3 の要件を満たしていることを島根県が確認した企業に対し、事業詳細情報を提示します。

なお、事業詳細情報には取り扱い上注意を要する情報を含むことから、提示の際に様式 2 の提出を求めます。

6. 情報提供書の提出方法

情報提供書は、原則 A4 サイズ（必要に応じて A3 サイズ折り込み可）とし、令和 7 年 9 月 1 日までに 8 の連絡先まで郵送または持参により紙媒体 1 部及び電磁的記録媒体（CD-R、DVD-R 等）1 部を提出してください。なお、電磁的記録媒体に記録するデータは、Microsoft Office 形式または PDF 形式としてください。

7. 留意事項

- (1) 情報提供書は返却しません。
- (2) 情報提供書の作成に必要な一切の費用は、情報提供者の負担とします。
- (3) 情報提供者から提出された情報提供書は原則非公表とします。ただし、島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日 島根県条例第 52 号）に基づく開示請

求等があった場合、情報提供者と協議のうえ利益が著しく阻害されると認められる内容以外の内容は開示する場合があります。

- (4) 情報提供書の内容を、島根県における検討資料の作成に活用する場合があります。ことをあらかじめ了承した上で、情報提供書を提出してください。
- (5) 情報提供書の内容は、本事業の次期事業者を選定する提案競技の際に求める提案書の内容又は入札価格を拘束するものではありません。
- (6) 情報提供書の提出をもって将来の契約を約束するものではありません。また、情報提供書を提出しないことをもって、将来の契約において何ら不利益を与えるものではありません。

8. 連絡先

島根県総務部総務事務センター 収発スタッフ

担当：副センター長 山本

住所：〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話番号：0852-22-5665

メールアドレス：somujimu@pref.shimane.lg.jp

(様式1)

令和7年7月 日

島根県総務部総務事務センター長 様

所 在 地
企 業 名
代表者氏名

情報提供意思表示書

「情報提供依頼書」(令和7年7月3日 島根県総務部総務事務センター長)に記載された事項を承諾の上、情報提供に応じます。

担当者職氏名	
所 属 部 署	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メールアドレス	

(様式2)

令和7年 月 日

島根県総務部総務事務センター長 様

所 在 地

企 業 名

代表者氏名

情報の保全に関する誓約書

【企業名】(以下「当社」という。)は、「情報提供依頼書」(令和7年7月3日 島根県総務部総務事務センター長)に基づき島根県から提示を受ける事業詳細情報について、次のとおり誓約します。

1. 情報の漏洩等の事実があった場合は当社が一切の責任を負います。
2. 当社は、当社の従業員の故意又は過失により事業詳細情報が漏洩したときであっても、取り扱い上の責任を免れません。
3. 当社は、事業詳細情報を当社の従業員で情報提供書の作成作業(以下「本作業」という。)に関係のある者のみに供覧します。
4. 当社は、本作業に関係のある者に対しても、本作業に必要な限度をこえて事業詳細情報を供覧し、又は漏洩しません。
5. 当社は、事業詳細情報の複製を行いません。
6. 当社は、本作業に関係のない者をみだりに作業場所等の施設に立ち入らせ、又は近付かせません。
7. 本作業により事業詳細情報の内容を知り得た取扱者が離職した後も、知り得た情報は本誓約書各項の規定と同様の管理体制により扱います。
8. 島根県が必要と認めた時は、事業詳細情報の保全の状況に関する検査を受け入れ、又は必要な指示に従います。
9. 当社は、情報の漏洩、紛失、破壊等が発生し、またそれらの疑い若しくは恐れがあったときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を速やかに島根県へ報告します。